

高麗川地区第 2 回学校運営協議会会議録

高麗川地区第 2 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 5 年 6 月 3 0 日 (金)
場 所	日高市立高麗川中学校
出 席 者	栗原 谷野 高麗 馬場 中野 谷口 佐々木 塚越 今野 小坂井教育指導幹 久米 藤倉 宮川 半田 林 長野
欠 席 者	加藤
審 議 事 項 及び決定事項等	<p>1 高麗川地区地域学校協働本部について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認 <p>2 小中あいさつ運動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 1 回ぼっぽ道で実施(生徒会、代表委員、生活委員) ・地域の方も、参加していただく。 <p>3 職場体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月6日(水)、7日(木)、8日(金) 3日間 ・地域協働本部に2年前に作成した企業一覧を提出する → 商工会へ <p>4 学校だより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員さんに郵送していた中学校だよりは地域回覧になる。→承認 <p>5 今後の日程について</p> <p>10月26日(木) 10:00～ 高麗川中学校</p>
会 議 資 料	<p>1 令和 5 年度第 1 回高麗川地区地域学校協働本部役員会 次第</p> <p>2 令和 5 年度埼玉県地域学校協働活動推進セミナー</p> <p>3 高麗川小中あいさつ運動</p> <p>4 高麗川小中学校研究だより</p>

<p>会議の経過</p>	<p>1 開会の言葉</p> <p>2 挨拶 日高市教育委員会 小坂井教育指導幹 高麗川小学校長 半田 貞晴</p> <p>3 説明・協議</p> <p>(1)高麗川地区地域学校協働本部について説明 高麗川公民館 中野館長 中野：高麗川地区地域学校協働本部について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高麗川地区地域学校協働本部の進め方 ・各団体との連携 ・市内各地区の状況 <p>(2)組織の運営について 中野：(高麗地区の資料を示し)、青少年健全育成の会の方々にも組織に入っていたきたい。 栗原：高麗川地区は、青少年健全育成と地域学校協働本部の活動は協力できる部分は協力しながら、組織は分けて行っていきたい。</p> <p>(3)連絡体制 今野：連絡体制が重要ではないか。 中野：活動する内容によっては、加藤さんに連絡をもらう。</p> <p>(4)地域学校協働本部の広報体制 今野：市民に地域学校協働本部について、どのように知らせているのか。 小坂井教育指導幹：リーフレットを配布している。 委員：リーフレットを協働本部で配ってもよいのでは。</p> <p>(5)小中あいさつ運動について説明 高麗川小学校 長野主幹 長野：毎月1回、ポッポ道で生徒会・代表委員・生活委員を中心に行っている。7月から地域の方々の参加もお願いしたい。</p>
--------------	---

(6) 職場体験について説明

高麗川中学校 藤倉教頭

12月6～8日、3日間で実施する。

コロナ禍で受け入れ企業が減ったため、受け入れ先を紹介してほしい。

中野：地域協働本部に一覧をいただければ、働きかけることが可能。

栗原：地域協働本部から商工会に声をかけることも可能。

(7) 学校だよりの受け渡し方法の変更について

高麗川小学校 林教頭

林：各委員さんに郵送していた中学校だよりは、来月から回覧板で回らせていただく。

佐々木：個人情報が入っているが、学校だよりを掲示してもよいか。

馬場：表彰が掲載されていると嬉しい児童生徒もいる。

半田：個人名、写真などは、ホームページでも特定できないように配慮している。

4 校舎内見学

授業、学校の様子について見学

5 お礼の言葉

高麗川中学校長 久米 隆寛

6 閉会の言葉

谷野副会長

日高市学校運営協議会規則

(設置)

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関する事。
- (2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事。

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関する事項
- (2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

(組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。